

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本計画の基本理念は、これまでの計画の考え方を継承し、施策推進を図ることから、次のとおりとします。

**ふれあい支えあい 高齢者が健やかに
安心して暮らせる活力あるまち おぢや**

本市では、第五次小千谷市総合計画（平成28年度～令和7年度）において、昭和55年3月に市民憲章として制定した「市民のねがい」を基本理念として、社会情勢の変化を的確にとらえ、豊かな自然と調和した生活環境のもと、健康で生きがいのある生活が営めるまちづくりを進めています。

また、基本理念をもとに、都市像をあらわすキャッチフレーズを「～ひと・技・自然～ 暮らして実感 地域の宝が輝くまち おぢや」とし、震災を乗り越えた経験や豊かな自然と誇れる技術（産業）を活かしながら、市民一人ひとりが輝き、持続する都市を目指しています。

高齢者福祉分野を含む基本目標としては「子育てにやさしく健康長寿で支えあうまちづくり」を定めており、本計画はこれらの考え方を踏まえ、これまでの小千谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を継承し、施策の推進を図ります。

第2節 計画の基本方針

本市では、「ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや」という基本理念の実現に向け、高齢者を取り巻く主な課題（第2章第5節）に対応するため、7つの基本目標を掲げます。

団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据え、それぞれの基本目標に即した施策を展開することにより、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムの具現化を目指します。

1 基本目標

基本目標1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進

高齢者の身体活動、栄養、口腔、社会参加などの多角的な視点から、フレイル状態を把握し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスなどにつなげます。

また、個人の健康状態などに合わせた多様なサービスを利用することで、住み慣れた地域での自立した生活を支援し、介護予防・重度化防止を推進します。

生活機能低下の予防に向け、高齢者への意識啓発と介護予防に資する「通いの場」を充実させるとともに、生きがいを持った生活をおくるための環境や居場所、地域づくりを促進します。それらの活動に対し、リハビリテーションなどの専門職も関与しながら、地域における住民主体の効果的な活動を推進します。

基本目標2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進

高齢者にとって認知症になることは身近なことであり、認知症の人もそうでない人も同じ社会で共に生きる「共生」と、認知症の発症と進行を遅らせる「予防」を両輪として、認知症施策推進大綱を踏まえながら、高齢者を支えるまちづくりを推進します。

認知症の人やその家族が安心して生活するため、認知症ケアに携わる専門職に限らず、地域、企業（金融機関、商業施設、公共交通事業者など）、学校など幅広い地域社会に向けて、認知症の理解の促進や対応力の向上を図ります。

認知症の人の早期発見、早期対応のため、かかりつけ医や地域包括支援センターなどと連携し、安心して生活していけるよう対応します。

また、認知症の状態や本人の望む生活に合わせ、「通いの場」など予防につながる活動の推進や適切な医療と介護サービスの連携、認知症サポーターなどを活用した認知症の人とその家族に対する支援体制を充実します。

基本目標3 安心を支える在宅生活の支援

高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らし続けるため、本人やその介護者に対し、それぞれのニーズに即した生活支援などのサービスを提供し、日常生活に支障が生じても、必要なときに必要なサービスを選択し、利用できるよう支援します。

生活困窮や社会的な孤立、ひとり暮らしへの不安など今後の生活に困難を抱える高齢者などに対し、地域における見守り体制の強化や住まいと生活が一体的に確保できる体制を提供し、安心して生活できるよう支援します。

基本目標4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの分野の枠や、「支える」「支えられる」といった関係性を越え、多様なサービスと支援を連動して提供していきます。人や社会とつながり、生きがいや役割を持ちながら、支え合える地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムを推進します。特に相談の入口となる地域包括支援センターを中核とし、支援のコーディネートとネットワークの強化により、複合化したニーズに対応します。

また、地域住民の主体的な活動を促進し、生活上の困難を抱える方への生活支援体制や連携を図ります。

在宅医療と介護の切れ目のない支援のためには、在宅医療と介護サービスを一体的に提供し、地域における関係機関・団体の連携体制を推進します。

基本目標5 介護サービスの充実

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズに対応した介護サービスの提供に努めます。

要介護者の自立支援と重度化防止のため、在宅サービスと施設サービスの連携を強化し、介護サービスの質が向上するよう、介護事業所への支援を行います。

基本目標6 介護人材の確保

介護事業所と本市が連携し、小・中・高等学校の生徒・学生・保護者及び教職員に対し、介護現場の体験、研修、キャリア教育などを通して、介護職の魅力ややりがいを発信し、介護についての関心を持ち、就業へつなげる取組を継続的に推進します。

さらに、介護職に就いた人が長く働くことができるよう、介護職のキャリアアップ確立の支援や働きやすい環境づくりなど事業者への支援を推進します。

また、県が行う介護人材確保に係る取組に協力し、各種研修の周知、介護サービスの必要性や重要性についての啓発に努めます

基本目標7 災害や感染症対策に対応した連携体制の確立

災害発生や感染症流行下においても、介護事業所のサービス提供体制が継続できるよう、介護事業所と市の連携体制を確立します。災害や感染症の流行は市内全域的に発生することが想定されるため、広域的な応援体制などについて、県や保健所との連携を図ります。

また、災害や感染症の発生時に備えるだけでなく、被害や流行を最小限に抑えるため、平時からの事前準備など、小千谷市地域防災計画及び小千谷市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、市民や関係機関・団体と連携して対応します。

2 施策体系

課題	基本目標	施策展開
1 住み慣れた地域での自立した生活の継続	1 介護予防・重度化防止の推進と社会参加の促進	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健事業と介護予防の一体的な取組による重度化防止 2 専門職の関与による効果的な活動展開 3 多様なサービスによる介護予防・日常生活支援総合事業の充実 4 高齢者の社会参加の促進
2 認知症になっても自分らしく暮らし続けることができる社会	2 共生と予防を両輪とした認知症支援の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域、企業、学校など幅広い地域社会への理解促進 2 認知症予防につながる活動の推進 3 認知症の状態に応じた適切な医療・介護・生活支援などの連携体制の推進 4 本人・家族のニーズと支援をつなぐ仕組みづくり
3 安心できる在宅生活の継続	3 安心を支える在宅生活の支援	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅生活を支えるサービスと介護者への支援 2 住まいと生活の一体的な提供 3 地域の見守り体制の強化
4 複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な体制	4 地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムの推進 2 地域包括支援センター機能の充実 3 地域での支え合いの推進と体制整備 4 在宅医療と介護の一体的な連携の推進
5 安定した介護サービスの提供	5 介護サービスの充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス基盤の現状 2 介護サービス基盤の確保 3 介護サービスの質の向上及び適正な量の提供 4 低所得者への対応
6 介護を支える人材の確保	6 介護人材の確保	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護事業所と連携した取組の実施 2 県と連携した介護人材確保に向けた取組
7 災害や感染症に対する備え	7 災害や感染症対策に対応した連携体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護事業所などとの連携体制の推進 2 災害や感染症に対する備えの周知及び啓発

3 日常生活圏域*³の設定

当市では、昭和の市町村合併により現在の市域が概ね形成され、平成の市町村合併はせずに現在に至っています。また、市内を南北に流れる信濃川を挟み、中心市街地が形成され、市内の移動については、特別豪雪地帯の指定を受け、冬期間の積雪量が多いものの、自動車でおおむね30分以内での移動が容易です。

また、市街地を中心として一体的に日常生活圏域が形成され、生活や医療・介護に必要なサービスの提供が確保されています。

このような背景により、第7期介護保険事業計画までの日常生活圏域の設定では、市内を「1圏域」として設定してきました。

第8期介護保険事業計画においても、市町村合併などの要因、推計人口、また、介護サービス提供施設の整備状況などに大きな変化は見られないことから、引き続き市内を「1圏域」として設定し、計画の目標達成に向けた施策・事業を推進します。



* 3 日常生活圏域：当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などの条件を総合的に勘案して定めるもの。